

## 時 論

### 炭素国境調整措置と国際ルールメイクの主導権

2月に欧州委員会が、どんな事業や製品が持続可能(サステナブル)なのかを示す「EU(欧州連合)タクソノミー」に関して、原子力と天然ガスを脱炭素に貢献すると位置づける法案を発表した。早速、一部の加盟国や投資家からは厳しい異議や反対意見が出される一方で、「それ見たことか」と溜飲を下げた関係者も多かったのではないだろうか。確かに、フランスを筆頭とする原子力推進国と、脱原発で天然ガス依存が高まるドイツなどの意見を取り入れた、政治的な妥協の産物であることは間違いない。ウクライナ問題で陰に隠れてしまったが、その背景には急速な脱炭素化に伴う天然ガスなどエネルギー価格の高騰が「グリーンフレーション」とまで呼ばれていた状況もある。

しかし、「EU も人の子、背に腹は代えられない。これで現実路線に向かうのではないか」と一安心するのは禁物である。日本ではあまり報じられていないが、欧州委員会は同時に「標準化」における国際的な主導権確保に向けた戦略(「EU 標準化戦略」)を公表した。環境やデジタル関連などを優先分野に指定し、国際標準化によるルールメイクで競争力を高め、EU 企業が先行者利益を得ることを目指す野心的な内容である。ウクライナ問題に伴う混乱でスピード調整はあっても、前進し続けるという宣言と受け取れる。

「標準化」とは製品・サービスなどに関する各種の基準や規格を統一することを指し、「国際標準」とは国際標準化機構(ISO)などグローバル標準化機関が制定する世界的な共通ルールと言える。

なぜ欧州が標準化戦略を重視するのか。理由として、国際標準を取り巻く環境の変化が挙げられる。

第一に、標準化の対象が個別製品の生産や貿易に関する主に技術的な領域から、環境保全や情報セキュリティなどの管理・運営システム、最近ではビッグデータやサーキュラーエコノミーなど社会システムにまで拡大している。これら新領域では参加者やユーザーの拡大が更なる市場の成長をもたらす「ネットワーク外部性」が働き、標準化のあり方次第で競争環境が根っこから一変する可能性がある。元々、EU は域内統合のため加盟国間で標準化を積極的に推し進め、域外諸国に対しても「標準で協調し、実装で競争する」という戦略を展開してきた。これまでは、標準化で拡大させた市場で先行者利益を獲得してこられたが、国際標準化の対象拡大とスピードアップを前に対応力の強化を狙ったものと考えられる。

第二に、国際標準において、米国グローバル企業が勢力拡大させるとともに、中国が国家戦略として取組み強化してきている。実は、国際標準化機関は先行する欧州の仕組みに倣って設立され、緊密な連携のもと欧州標準化機関の提案は迅速(ファストトラック)審議される利点がある。また、国際標準化機関の多数決では欧州各国は一国一票を持つため有利な立場にある。しかし、最近では米国のデジタル関連企業がロビー活動に大規模なリソースを投じ、現地法人を通じて複数国の代表に人材を送り込む事例が目立ってきた。中国も国際標準化機関の会長職などに官民高官を継続派遣し、中国の提案が国際標準として採用されることが増えている。危機感を強めた EU が巻き返しを図っているのが実態と見られる。

これら国際的なルールメイクで日本は立ち遅れが目立つ。要因として、第一に、ルールは作るのではなく、従うものという発想から抜け出せていない。昭和の高度成長期に輸出主導で欧米先進国にキャッチアップする中、「どんな標準でも決まりさえすれば、それに適合した製品を最速かつ最安で市場に出してきた」ことが成功体験として未だに染み付いているように見える。

第二に、国内の標準は日本産業規格(JIS)であり、国家標準という位置づけになっている。その結果、民間が標準化機関を運営する欧米と比較して、日本では標準化は公的活動という認識が強い。経産省の調査でも、事業活動を利するようにルールを変えていくべきと回答した企業は 4.8%に止まる。

こうした状況を打開するため、2006 年の「国家標準総合戦略」以降、国際標準提案数の倍増や欧米並みの幹事国引受数などの目標は前倒しで達成するなど一定の成果は得られた。但し、JIS 制度のサービスやマネジメント分野への領域拡大などの抜本改正は 2019 年にずれ込み、標準の戦略的な活用推進などを盛り込んだ「知的財産推進計画 2021」も具体策は省庁持ち寄りなのが、日本の現状を表している。

次なるルールメイクの主戦場はどこか。その一つは、正式な国際標準ではないものの、今年の経済・貿易に関する国際協議などの場で議論が深まるはずの「炭素国境調整措置(CBAM)」であろう。

2021 年7月、欧州委員会は世界に先駆け、CBAM に関する規制案を公表した。この措置は域外からの輸入品に対し、域内品と同等の炭素価格(EU の場合は排出量取引制度に基づく)の支払いを義務付けるものである。狙いは内外の競争条件を等しくし域内品の競争力を維持するとともに、規制の緩い国に生産拠点と炭素排出が移る、いわゆる「カーボンリーケージ」を回避することにある。とは言え、カーボンプライシングの域外適用、すなわち欧州ルールの実質的なグローバル標準化であることに他ならない。

実際、国内の炭素価格引上げがもたらす海外での CO<sub>2</sub> 排出量純増を示す「カーボンリーケージ率」を試算すると、EU 主要国は軒並み上位に位置する。域内トップクラスのアイルランドは 2010～18 年平均で 64%、つまり国内生産の CO<sub>2</sub> 排出量減少のうち 64%相当が純輸入増加に体化する形で国内に還流することを意味する。スウェーデンが 58%、デンマークが 55%でそれに次ぐ。また、各国とも 1990 年代半ば以降、趨勢的に数値が上昇しており、CO<sub>2</sub> 排出量の多い製品の生産拠点が海外移転していることを示唆する。ちなみに日本は 16%、米国は 9%に止まる。

どの国が影響を受けるのか。現行案の対象は鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、電力の5品目である。2019 年の EU 向け該当輸出額はロシアが最大で 104 億ドル(総輸出額の 2.4%)、中国が 72 億ドル(同 0.3%)、トルコが 62 億ドル(同 3.4%)で続く。モザンビーク(同 23%)など一部途上国で影響が大きい。品目では域外全体で鉄鋼が 58%、アルミが 29%を占める。日本は6億ドルで 18 番目、総輸出額の 0.1%である。

このように、日本はリーケージ率が相対的に低く、対象品目が限定され輸出影響も小さい。加えて、2050 年炭素中立を宣言したことで、欧州 CBAM の適用が免除される可能性もある。だからと言って、高を括ってはいいけない。今後、脱炭素の深掘りに向け世界的にカーボンプライシングの適用強化が進めば、日本を含む各国とも国際競争力の維持が喫緊の課題となり、各国・各地域でローカル CBAM が乱立する可能性も否定できない。その先には、IMF(国際通貨基金)などが主導する炭素価格のグローバル下限設定など国際協調が求められる場面も出てこよう。そこで慌てても後の祭りである。適用免除以外にも、欧州 CBAM には対象品目の範囲、排出量の計測方法、輸出品への税額還付、さらには日本の石油石炭税なども該当する暗示的なカーボンプライシングの取扱い等々、論点・争点は数多く残されている。

国際ルールメイクの交渉力とは、背景にある市場の規模や提案に賛同する国の数に加え、制度を先行導入した経験や知見の厚みがものを言う。日本も国際ルールで優位に立てるよう、事前の分析・検証だけでなく本番の試行・実践を見据え、脱炭素に至るパスウェイを示し行動に踏み出すときではないか。

(上席理事 調査部 主管 井上 一幸 : Inoue\_Kazuyuki@smtb.jp)

※ 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。